



マイナンバーカードの特急発行の仕組み に係る担当職員向け説明会

1. マイナンバーカードの特急発行の仕組みの概要 . . .	1
2. 特急発行において想定される基本的な事務フロー . .	5
3. 出生届一体化様式	12
4. 顔写真なしカード	18
5. 申請受付に当たって必要となる機材等	20
6. Q & A	23
7. ご質問について	29

令和6年9月30日

総務省自治行政局 住民制度課 マイナンバー制度支援室

1. マイナンバーカードの特急発行の仕組みの概要

マイナンバーカードの特急発行・交付について

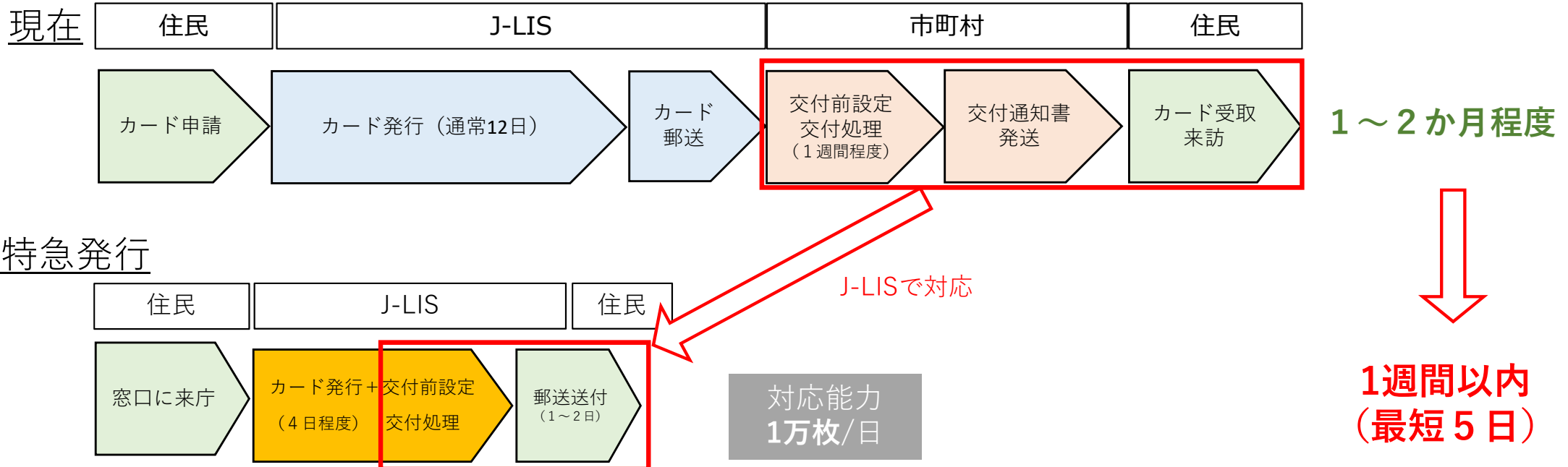
- 現在1～2か月程度要している申請から住民にカードが届くまでの期間について、乳児（満1歳未満）、紛失等による再交付、海外からの転入者、追記欄満欄等本人の意思によらずカードが使えなくなったケースなど、特に速やかな交付が必要となる場合を対象に特急発行・交付の仕組みを創設し、**原則1週間以内（最短5日）に短縮。（令和6年12月2日施行予定）**

処理期間：原則1週間以内（最短5日）

対応能力：1万枚／日（システムメンテナンス日や年末年始を除く）

対象者：乳児、国外からの転入者、紛失した者、追記欄満欄、役所起因のカード失効、破損・汚損・盗難、住民票コード変更、個人番号変更、刑事施設等からの出所者、住民票に新しく記載された者（元無戸籍者等）※対象者以外は特急発行として受付しない旨留意

- 申請時に来庁して本人確認を行い、カードを郵送送付する**特急発行の特別な措置**として、通常**市町村が行っているカードの有効化等の作業（交付前設定及び交付処理）**をJ-LISが行い、住民に直接カードを送付。



特急発行・交付の処理期間(原則1週間以内)での対応が出来ない事例

- 特急発行・交付の処理期間として、原則1週間(最短5日)で対応することになっているが、以下の事例について、処理期間を超えることが想定されるため、マイナンバーカード担当課におかれては申請者に対して、その旨を案内されたい。

【想定される事例】

- ① 住所地以外の市町村(以下「経由地市町村」という。)にて申請書が提出された場合
⇒ 6頁参照
- ② カードを申請者ではなく、市区町村に送付する(以下「市町村送付オプション」という。)場合
 - i 氏名または住所に署名用電子証明書に利用できない文字を含む住民のうち、自動での代替文字変換ができない場合、及び交付申請者が自動変換された文字とは異なる特定の文字を希望する場合
 - ii DV被害者である等、交付申請者の希望により、登録された送付先にカードを郵送するのではなく、市区町村の庁舎で受取りを希望する場合
 - iii 交付申請者が顔認証マイナンバーカードの交付を希望している場合
 - iv カード申請時に「暗証番号変更・暗証番号初期化申請照会兼回答(以下、「照会兼回答書」という。)」を持参しなかった場合
⇒ 8～9頁参照
- ③ 対応能力(1万枚/日)のキャパシティを超える申請があった場合 ⇒ 11頁参照
- ④ 新たに住民基本台帳が作成される場合(出生届と同時にカードを申請した者＝新生児)
⇒ 16～17頁参照

- マイナンバーカード担当課においては、特急発行の申請受付後、速やかに特急発行専用オンライン申請システム(以下「特急web」という。)へ申請情報を入力するなど、円滑に作業が出来るように事前に事務フローを整理するなど配慮いただきたい。

特急発行を申し出ることができる期間について

○ 特急発行の対象者が申請を申し出ることができるのは、その者が個人番号カードの交付を速やかに受ける必要があることに係る事由が発生した日から起算して30日である。

※乳児については、起算点に関わらず特急発行の申請を行うことができる。

○ ただし、当該期間内に交付申請書を提出しないことにつき、やむを得ない事情※があると住所地市町村長が認める場合は、この限りでない。

※やむを得ない事情：天災、特急発行の対象者が個人番号カードの交付を当初希望しなかったものの資格確認書が30日を経過しても発行されず、改めて個人番号カードの交付を希望する場合等を想定しているが、柔軟にご判断いただきたい。

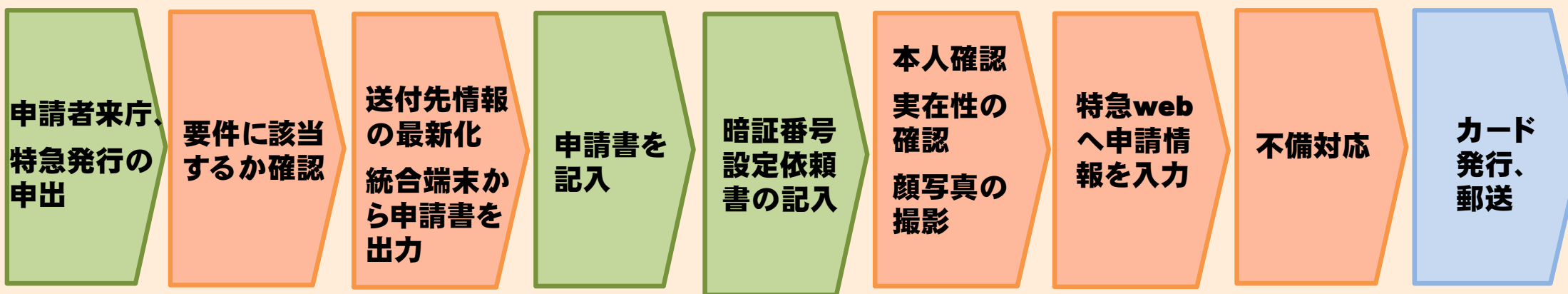
○ 個人番号カードの交付を速やかに受ける必要があることに係る事由が発生した日（起算点）とは、具体的には以下のとおりである。なお、制度開始時の混雑を避ける観点から、起算点は施行日以降に限る。

	対象者	起算点
1	国外からの転入者	国内転入後転入届をした日
2	カードを紛失した者	紛失届をした日
3	届出によって住民票に記載された中長期在留者等	届出をした日
4	個人番号又は住民票コードの変更によりカードが失効した者	個人番号又は住民票コードの変更請求をした日又は職権により個人番号が変更されたことに係る通知が到達した日
5	焼失・損傷・カードの機能が損なわれた者（役所起因の誤失効を含む）	焼失・損傷等によりカードが利用できなくなった日又は役所起因の誤失効を知った日
6	追記欄満欄の者	追記欄満欄を理由に手続ができなかった日
7	無戸籍の者等、新たに住民票に記載された者	本人確認書類を入手した日
8	刑事施設に収容されていた者	本人確認書類を入手した日

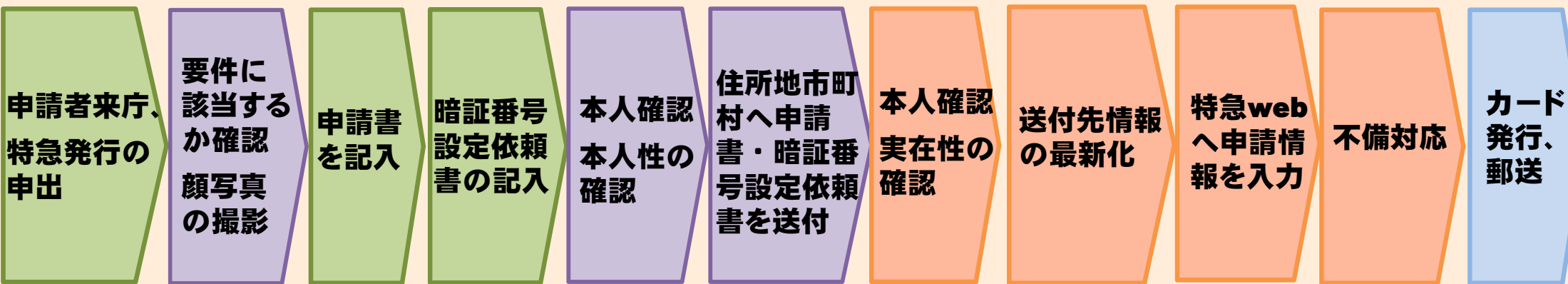
2. 特急発行において想定される基本的な申請フロー

特急発行において想定される申請フローについて

住所地で申請書が提出された場合の申請フロー



経由地市町村で申請書が提出された場合の申請フロー



申請者

住所地市町村

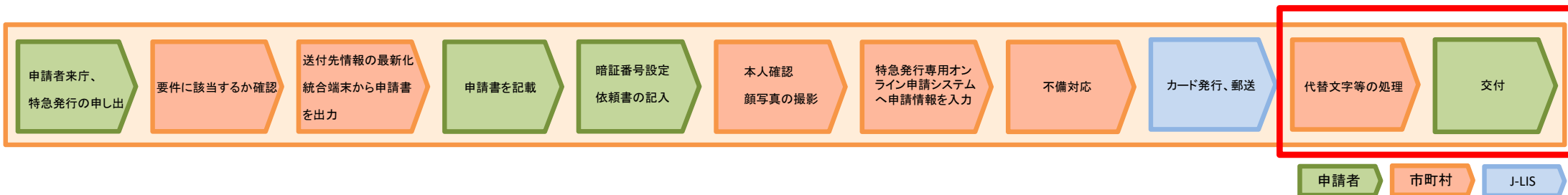
経由地市町村

J-LIS

○ 特急発行における事務処理と申請時来庁方式における事務処理の主な違いは下記のとおり。

	申請時来庁方式	特急発行
申請書に添付する顔写真 ※申請者が1歳未満の場合は顔写真不要である。	・申請書に貼付する ※郵送申請の場合 ・画像データをアップロードする ※オンライン申請の場合	・特急webにデータをアップロードする (対応例) - i 申請端末で写真を撮影する - ii 申請者が所持している画像データを使用 - iii 申請者が持参した写真をスキャンしデータ化する
申請書の提出方法	・申請書を郵送する ※郵送申請の場合 ・オンライン申請システムで提出 ※オンライン申請の場合	・特急webに市区町村職員が申請情報(暗証番号も含む)を入力する。
不備対応	・原則、J-LISが本人に対して不備通知を行うが、市区町村が希望した場合は市区町村に対し不備通知を行い、訂正を行う	・J-LISから市区町村にメールで不備通知があるので、市区町村から交付申請者に連絡し、特急webから再申請を行う。 ※「特例審査」が必要な場合は、メールに記載されている問合せ先(個人番号カード交付申請書受付センター)に特例審査を希望する旨と具体的な申請者の事情について電話で連絡する。
交付前設定、交付処理 (暗証番号の設定も含む)	・市区町村が行う	・J-LISが行う
カードの郵送	・市区町村から申請者に対し、本人限定受取郵便、簡易書留郵便等で郵送する ・不達時は市区町村に返送される	・J-LISから申請者に対し、簡易書留郵便等で郵送する ・不達時は市区町村に返送される

- 特急発行においては、交付前設定及び交付処理を行ったカードをJ-LISから直接、交付申請者へ送付することが基本となるが、下記の場合においては市区町村にカードを送付し、交付を行うこととなる



- i 氏名または住所に署名用電子証明書に利用できない文字を含む住民のうち、自動での代替文字変換ができない場合、及び交付申請者が自動変換された文字とは異なる特定の文字を希望する場合
→ 電子証明書の代替文字を希望の文字とするためには、市区町村の統合端末を用いて変換を行う必要があるため
- ii DV被害者である等、交付申請者の希望により、登録された送付先にカードを郵送するのではなく、市区町村の庁舎で受取りを希望する場合
→ 交付申請者の希望に対応するため
- iii 交付申請者が顔認証マイナンバーカードの交付を希望している場合
→ 暗証番号をロックするためには、市区町村の統合端末を用いる必要があるため
- iv カード申請時に「照会兼回答書」を持参しなかった場合
→ 次頁参照

※ i 又は iii の場合においては、郵送でカードを交付することも想定されるが、郵送に係る経費はマイナンバーカード交付事務費補助金の対象となる

照会兼回答書の取扱いについて（特急発行申請時に顔写真付き本人確認書類がない場合を想定）

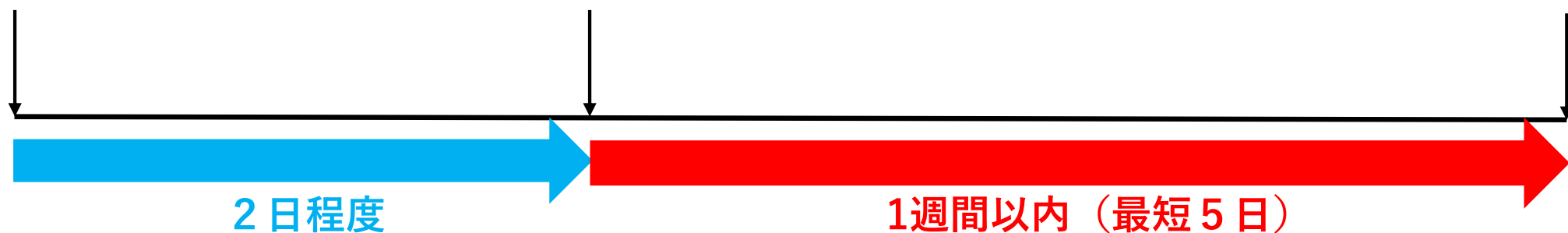
現状想定されるケース（例：紛失）

- 特急発行において申請時に「照会兼回答書」を持参しない場合、送付依頼を行う必要があるが、発行期間が5日以上かかることが想定される。

カード紛失
照会兼回答書送付依頼

照会兼回答書受領後、
窓口に来庁し、再交付申請【申請時来庁方式】

機構から申請者へカード郵送



対応（例：紛失）

- 特急発行の申請時には照会兼回答書がなくても（顔写真なし本人確認書類2点の提示等があれば）申請を受け付ける。受付後、市町村から照会兼回答書を申請者へ郵送し、（機構から市町村にカードを送付後、）カードの引渡し時に再度来庁の上、照会兼回答書の提示を求め、本人確認を完結する。

カード紛失
窓口へ来庁し、再交付申請・市町村へカードを送付及び照会兼回答書送付依頼

市町村から照会兼回答書を
申請者へ郵送

機構から市町村に
カードを送付

再度窓口へ来庁し、照会兼回答書を持参の上、カードを受け取る【交付時来庁方式】



特急webの画面イメージ

申請情報登録画面のイメージ

特急発行レーンの申請事由

- ・乳児
- ・国外からの転入者
- ・カードを紛失した者その他
- ・無戸籍の者等、新たに住民票に記載された者
- ・届出によって新たに住民票に記載された中長期在留者等
- ・個人番号又は住民票コードの変更により個人番号カードが失効した者
- ・焼失・損傷、カードの機能が損なわれた者（役所起因の誤失効を含む。）
- ・追記欄の余白がなくなった者
- ・その他 ※
- ※ 刑の執行のため刑事施設若しくは少年院に収容されていた者、労務場に留置されていた者又は保護処分執行のため少年院に収容されていた者を想定

署名用電子証明書の発行を希望した場合に活性化する。

「共通暗証番号/個別暗証番号入力切り替え」ボタンを押下することにより、共通暗証番号と個別暗証番号の入力欄の活性化が切り替わる。

個別暗証番号入力を選択し、かつ利用者証明用電子証明書の発行を希望した場合に活性化する。

暗証番号登録画面のイメージ

「暗証番号表示」ボタンを押下することにより、入力した暗証番号の表示が「●」の伏字から入力値に切り替わる。

※職員個人にID・パスワードが発行され、誰が操作を行っているかがわかる仕組みとすることを想定
 ※操作にあたっては、地方公共団体情報システム機構から発出される操作手引書も確認の上、対応をお願いしたい。

制度開始時の混雑の可能性について

申請情報登録画面のイメージ

マイナンバー 特急発行用オンライン申請

文字サイズ 中 大

申請実施者メールアドレス登録

オンライン申請を行うため、申請実施者メールアドレスの登録が必要となります。
登録いただきました申請実施者メールアドレスに、申請手続きのご案内メールを送信します。

マイナンバーカードの交付までに要する期間の案内

マイナンバーカードの交付までに要する期間（郵送期間含む）の目安は以下の通りとなります。

マイナンバーカードの交付（郵送期間含む）まで1週間程度かかる場合がございます。（地域によって郵送に期間を要する場合がございます。）

STEP 1 メールアドレス登録
STEP 2 メールアドレス送達確認
STEP 3 申請情報登録
STEP 4 顔写真登録
STEP 5 申請情報登録確認
STEP 6 暗証番号登録
STEP 7 申請情報登録完了

マイナンバー 特急発行用オンライン申請

文字サイズ 中 大

申請実施者メールアドレス登録

オンライン申請を行うため、申請実施者メールアドレスの登録が必要となります。
登録いただきました申請実施者メールアドレスに、申請手続きのご案内メールを送信します。

マイナンバーカードの交付までに要する期間の案内

マイナンバーカードの交付までに要する期間（郵送期間含む）の目安は以下の通りとなります。

マイナンバーカードの交付（郵送期間含む）まで1週間を超える場合がございます。（地域によって郵送に期間を要する場合がございます。）

STEP 1 メールアドレス登録
STEP 2 メールアドレス送達確認
STEP 3 申請情報登録
STEP 4 顔写真登録
STEP 5 申請情報登録確認
STEP 6 暗証番号登録
STEP 7 申請情報登録完了

- 制度が始まる12月2日から1週間程度は、特急発行の申請が殺到する可能性がある。機構の10,000件/日のキャパシティを超過すると、1週間以内（最短5日）を超過する可能性がある。
- 特急webには、現在の混雑状況をお知らせする画面があるため、その情報を参考に、1週間以内（最短5日）で到達しない可能性等について適宜申請者にご案内頂きたい。

3. 出生届一体化様式

新生児のマイナンバーカードの取得に係る検討の経緯について

- マイナンバーカードは、対面・非対面問わず確実・安全な本人確認・本人認証ができる「デジタル社会のパスポート」。令和6年秋の健康保険証廃止を見据え、希望する全ての国民が取得できるよう、円滑にカードを取得していただくための申請環境及び交付体制の整備を更に促進することとされている。
- このうち新生児のマイナンバーカードは、健康保険証廃止に伴い速やかに交付する必要があることから、申請から1週間以内（最短5日）で交付できる新たな仕組み（特急発行）の対象にすることとされている。
(※) マイナンバー法の改正（令和5年6月公布）により制度化。
- 加えて、出生届の提出に併せてマイナンバーカードを申請できるよう、令和6年12月までに手続の見直しをすることとされている。

⇒**今般、政省令を改正し、出生届と同時に申請する際は、本人及び代理人の出頭を求めないことを規定する等の所要の改正を行った。**（9/13公布・12/2施行）

（参考）デジタル社会の実現に向けた重点計画 2024年（令和6年）6月21日 閣議決定

マイナンバーカードは、対面・非対面問わず確実・安全な本人確認・本人認証ができる「デジタル社会のパスポート」である。引き続き、マイナンバーカードへの理解を促進し、希望する全ての国民が取得できるよう、円滑にカードを取得していただくための申請環境及び交付体制の整備を更に促進する。

- ・ マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行に向け、紛失等により速やかにカードを取得する必要がある場合を対象に、最短5日間で発行・交付ができる特急発行・交付の仕組みの構築に向けたシステム改修や関係法令を整備する。
- ・ 1歳未満の申請に係る顔写真なしのマイナンバーカードを**出生届の提出に併せて申請できるよう、2024年12月までに様式、手続等の見直し**をする。

具体的な目標

マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に向け、マイナンバーカードへの理解を促進し、**希望する全ての国民が取得できるよう、2024年12月までに円滑なカード取得環境及び交付体制の整備を促進する。**

（参考）マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会最終とりまとめ 2023年（令和5年）8月8日

乳幼児に対応した申請・交付手続の見直しを行う。具体的には、出生後速やかにカードを交付することができるよう、マイナンバー法等の改正を踏まえ、1歳未満の申請に係る顔写真なしのマイナンバーカード（有効期間は5歳の誕生日まで）を**出生届の提出にあわせて申請できるよう、令和6年秋までに手続の見直しを行い、特急発行の対象とする。**

出生届・出生証明書・個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書 一体化様式（案）

現行の出生届・出生証明書様式（出生証明書様式の下）に交付申請・暗証番号設定の項目を設け一体化することにより、出生届の提出に併せてマイナンバーカードを申請できるようにするもの。

一体化様式（カード部分抜粋）（案）

この欄は父、母又はその法定代理人である届出人が記載してください。

地方公共団体情報システム機構 宛
（出生届の届出地市区町村長 宛）

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書

申請にあたり、以下について記入してください。

- ☒ 氏名、住所、生年月日、性別は出生届に記載された内容と同じです
- ☒ 住所地又は住所地以外の希望した送付先にて確実に個人番号カードを受けとれます

①利用者証明用電子証明書暗証番号		☐ 利用者証明用電子証明書の発行を希望しない
②住民基本台帳用暗証番号【必須】		③券面事項入力補助用暗証番号【必須】
④個人番号カード送付先 【住所地以外への送付を希望する場合】		
⑤住所地において個人番号カードの送付を受ける ことができない理由		
⑥連絡先電話番号【必須】		

（注）

- ①利用者証明用電子証明書を利用するための暗証番号です。
利用者証明用電子証明書…インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する仕組みであり、健康保険証としての利用などに必要です。
利用者証明用電子証明書の発行を希望しない場合、①の欄に暗証番号は記入せず、□に✓をつけてください。
- ②住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号です。
- ③個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号です。
- ④個人番号カードは、簡易書留等により住所地へ送付されます。住所地以外の地を個人番号カードの送付先とする場合のみ記載してください。

※出生届、出生証明書に記載された事項は、この申請にも用いられます。

※電子証明書について、氏名のコンピューター入力に際して画面上に正確に表示されない文字（代替対象文字）は、代替文字に置き換わります。
代替文字を変更したい場合は、個人番号カードの交付後に、住所地市区町村長へその旨を申し出てください。

留意事項

- 令和6年12月2日からは一体化様式による申請を念頭に置いているが、現行の様式を用いてカードを申請することは可能である
（必要な書類のセットの例：出生届＋出生証明書＋一体化様式（カード部分抜粋）、出生届＋出生証明書＋交付申請書＋暗証番号設定依頼書）。なお、一体化様式による申請を行わない場合、マイナンバーカード担当課において、交付申請書様式の余白に申請者氏名を記載し、出生届と交付申請書は分離しないようステープル止め等を行う等、申請書の管理方法について留意されたい。
- 申請者が1歳未満であるため、顔写真は不要である。

様式(現時点のイメージ)

別紙 1 (1 / 2)

出生届

令和 年 月 日 届出

長 殿

受 理 令 和 年 月 日						
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 添	住 民 票	通 知

(1)	生 ま れ た 子	(よみかた) 子の氏名 (外国人のときは ローマ字を付記 してください)	氏	名	父母との 続き柄	☐ 嫡出子 ☐ 嫡出でない子	☐ 男 ☐ 女
		生まれたとき	令和	年	月	日	☐ 午前 ☐ 午後
(3)	生まれたところ	番地 番 号					
(4)	住 所 (住民登録をする ところ)	世帯主 の氏名			世帯主と の続き柄		
		父			母		
(5)	生 ま れ た 子	父 母 の 氏 名 生 年 月 日 (子が生まれたとき の年齢)	父	母			
		年 月 日 (満 歳)	年 月 日 (満 歳)				
(6)	本 籍 (外国人のときは 国籍だけを 書いてください)	番地 番					
		筆頭者 の氏名					
(7)	子 の 父 と 母	同居を始めたとき	年 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください)				
		子が生まれた ときの世帯の おもな仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯				
(9)	父 母 の 職 業	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください)					
		父の職業			母の職業		
その他							
雇 出 人		☐ 1. 父 ☐ 2. 法定代理人() ☐ 3. 同居者 ☐ 4. 医師 ☐ 5. 助産師 ☐ 6. その他の立会者 ☐ 7. 公設所の長					
		住 所					
		本 籍			番地 番	筆頭者 の氏名	
		署 名 (※押印は任意)					
印 年 月 日生							
事件簿番号							

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かない
ください。

子が生まれた日から数えて14日以内に提出してください。

子の名は、常用漢字、人名用漢字、
かな、ひらがなで書いてください。
子が外国人のときは、原則かな
で書くとともに、住民票の処理
上必要ですから、ローマ字を付記
してください。

よみかたは、戸籍には記載されません。住民票の処理上必要ですから書いてください。

□には、あてはまるものに☑のように
しるしをつけてください。

筆頭者の氏名には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

子の父又は母が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつけられますので、この欄に希望する本籍を書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

出生證明書

記入の注意

子の氏名	男女 の別		1男 2女
生まれたとき	令和 年 月 日 午前 時 分 午後		
出生した ところ及び その種別	出生したところ の種別	1病院 4自宅	2診療所 5その他
	出生した ところ	番地 番 号	
	(出生したところ の種別1～3) 施設の名称		
体重及び身長	体重 グラム	身長 センチメートル	
単胎・ 多胎の別	1単胎 2多胎 (子中第 子)		
母の氏名	妊娠 週数	満 週	日
この母の出産 した子の数	出生子 (この出生子及び出生後 死亡した子を含む) 死産児 (妊娠満22週以後)		
1医師 2助産師 3その他	上記のとおり証明する。 令和 年 月 日 (住所) 番地 番 号 (氏名)		

後の12期は「午後0時」、
一巻の12期は「午後0時」と
書いて「だまし」。

洋書及び和書は、二巻巻の厚さ又は四巻巻の厚さの一冊の重さで、おおよそ半角以下にすることが望ましい。

この冊の出版した子の数は、一当該母又は家人などから聞いて書いてください。

この出来を無
害の作試者の観
評は、この出来
の立論者が例え
は医師、新書家
などにはあつた
事ゆゑには医師
が書くように
も、まゝの観
評に就いて書い
てくさる。

この欄は父、母又はその法定代理人である届出人が記載してください。

地方公共団体情報システム機構 宛
(出生届の届出地市区町村長 宛)

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書

申請にあたり、以下について記入してください。

☒氏名、住所、生年月日、性別は出生届に記載された内容と同じです

☒住所[※]地又は住所[※]地以外の希望した送付先にて確実に個人番号カードを受けとれます

①利用者証明用電子証明書暗証番号		☐ 利用者証明用電子証明書の発行を希望しない
②住民基本台帳用暗証番号【必須】		③券面事項入力補助用暗証番号【必須】
④個人番号カード送付先 【住所地以外への送付を希望する場合】		
⑤住所地において個人番号カードの送付を受ける ことができない理由		
⑥連絡先電話番号【必須】		

(注)

①利用者証明用電子証明書を利用するための暗証番号です。
利用者証明用電子証明書…インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する仕組みであり、健康保険証としての利用などに必要です。
利用者証明用電子証明書の発行を希望しない場合、①の欄に暗証番号は記入せず、□に✓をつけてください。

②住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号です。

③個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号です。

④個人番号カードは、簡易書留等により住所地へ送付されます。住所地以外の地を個人番号カードの送付先とする場合のみ記載してください。

※出生届、出生証明書に記載された事項は、この申請にも用いられます。

※電子証明書について、氏名のコンピューター入力に際して画面上に正確に表示されない文字（代替対象文字）は、代替文字に置き換わります。
代替文字を変更したい場合は、個人番号カードの交付後に、住所地市区町村へその旨を申し出てください。

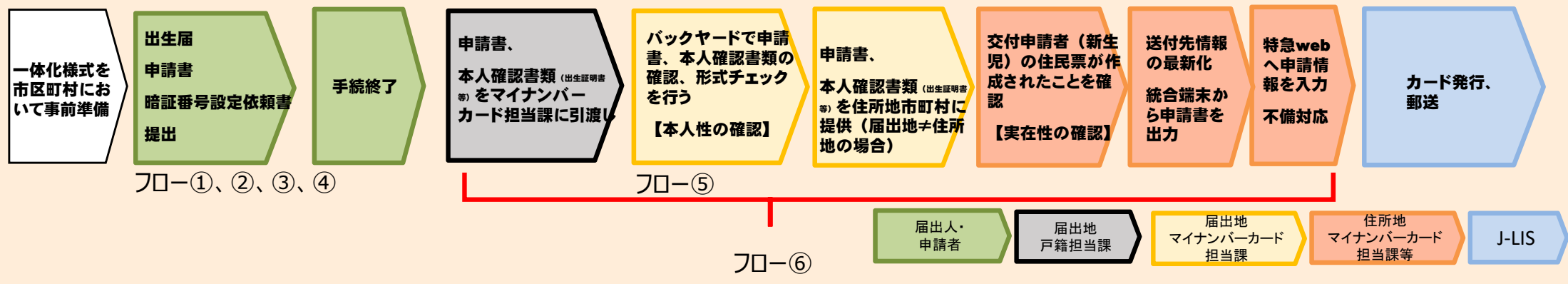
※出生届の手續について、悩みや困りごとがあれば、お近くの市区町村又は法務局にご相談ください。

出生届を届け出なければ、その子の戸籍が作られず、不利益になるおそれがあります。

詳しくは法務省のホームページをご覧ください。

無戸籍 法務省

出生届と交付申請書を併せて提出する方法※



	事務フロー	対応
①	申請書の提出者	通常の特急発行では本人が出頭して申請書を提出する必要があるところ、出生の届出と平仄を揃えるため、戸籍法上の使者も申請書を提出することができる。
②	受付時間	出生届は夜間・休日であっても警備員等に提出ができることから、出生届と同時に提出する場合は同様に申請書を夜間・休日に提出することができる。
③	受付場所	出生届はどの市区町村でも提出できることから、出生により、住民基本台帳に初めて記載される者のマイナンバーカード申請について、経由地での申請を認める事情として定める。
④	申請方法	マイナンバーカード申請時は、対面での本人確認が必要となるが、 <u>出生届と併せて提出する場合に限り、交付申請者の出頭を免除する（申請書の提出者（代理人）の本人確認も不要）</u> 。
⑤	本人確認書類	出生証明書（戸籍法第49条第3項）の写しをもって申請者本人（新生児）の本人確認書類とする。本人確認の際は、出生届（戸籍法第49条第2項）の写し及び出生届出済証明（昭和23年5月17日付け厚生省・法務省通達）の写しの情報と本人確認書類の情報を確認する。
⑥	申請書等の回付等	詳細は次ページ

市区町村の事務フロー（出生届の受理から申請システムへの入力まで）※

【住所地市町村に出生届が提出された場合】

住所地
戸籍担当課

経由地
戸籍担当課

住所地
マイナンバーカード
担当課等

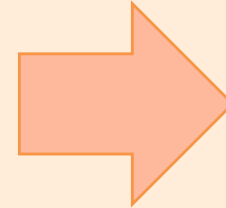
経由地
マイナンバーカード
担当課

申請書と同時に提出
された出生届を受理

申請書、
本人確認書類（出生証明書
等）の写しをマイナン
バーカード担当課に
引渡し

フロー①

バックヤードで申請
書、本人確認書類の
確認、形式チェック
を行う
【本人性の確認】



交付申請者（新生
児）の住民票が作
成されたことを確
認
【実在性の確認】

送付先情報
の最新化
統合端末か
ら申請書を
出力

不備対応
特急webへ申請情報を入
力

【住所地以外の市町村（経由地）に出生届が提出された場合】

申請書と同時に提出
された出生届を受理

申請書、
本人確認書類（出生証明書
等）の写しをマイナン
バーカード担当課に
引渡し

フロー①

バックヤードで申請
書、本人確認書類の
確認、形式チェック
を行う
【本人性の確認】

申請書、
本人確認書類（出生証明書
等）を住所地市町村に
提供

フロー②

交付申請者（新生
児）の住民票が作
成されたことを確
認
【実在性の確認】

送付先情報
の最新化
統合端末か
ら申請書を
出力

不備対応
特急webへ申請情報を入
力

	事務フロー	対応
①	申請書等の写しのマイナンバーカード担当課への回付	交付申請書が添付された出生届を受理した戸籍担当課は、出生届、出生届出済証明書、出生証明書（出生証明書以外の書類を提示した場合には当該書類）の写し及び交付申請書の一式（以下「特例申請書等」という。）をマイナンバーカード交付担当課に回付する。 ※当該回付を行った後、出生届と一体化された交付申請書部分の記載情報はマスキングする。
②	住所地市町村への送付	住所地以外の市町村に出生届＋申請書が提出された場合、マイナンバーカード交付担当課において本人確認の上、特例申請書等及び本人確認を行った旨を証する書類を住所地市町村に対して送付する（通常の経由地方式と同様）。

※その他の事務フローは前頁参照。

※本件に係る戸籍担当の事務については、後日、法務省から事務連絡が発出される予定。

4. 顔写真なしカード

顔写真なしマイナンバーカードについて

概要

○ 令和5年6月に成立した番号法改正では、申請日に1歳未満の者に係るマイナンバーカードは、顔写真なしとすることとされている。

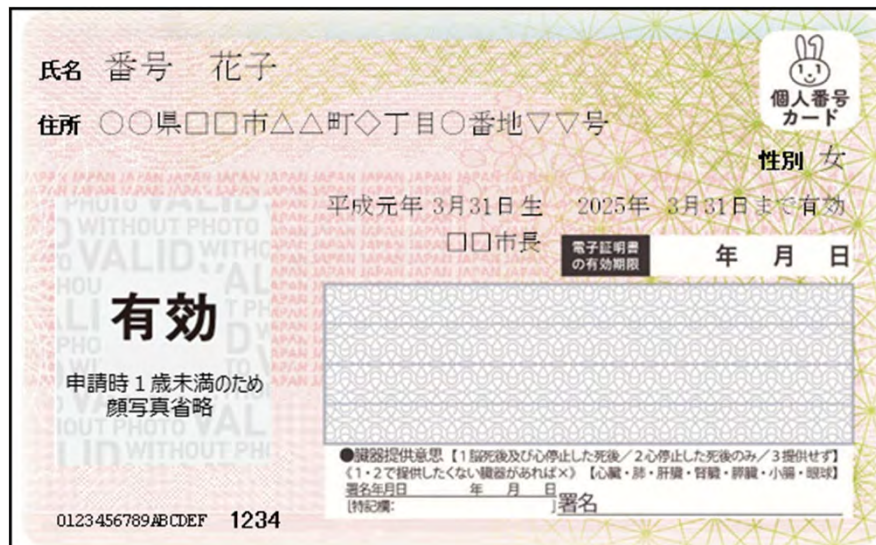
【改正趣旨】

乳児については、①医療機関の受診等のため速やかにカードを交付する必要があること(特急発行の対象)、②成長による顔の変化が著しいこと、③法定代理人(親等)が各種手続を行うことが多く、単独で本人確認が必要な状況が限られていることなどから、例外的に顔写真なしカードを導入することとされた(令和6年12月2日施行予定)。

顔写真なしのマイナンバーカードに係る画像

○ 顔写真なしのマイナンバーカードはイメージは以下のとおり。

【表面】



留意点

- 申請者が1歳未満である場合、申請書に顔写真を添付することは不要である。また、顔写真ありを希望することはできない。詳細は説明資料7頁・14頁を参照。
- 出生届の提出と併せて申請する際の事務フローは、説明資料16～17頁を参照。
- 顔写真なしマイナンバーカードは、通常の15歳未満の者のマイナンバーカードと同様、利用者証明用電子証明書は搭載されているが、署名用電子証明書は搭載されていない。
- 顔写真がないため、顔認証マイナンバーカードへの切り替えはできない。
- オンライン資格確認を利用する場合は、利用者証明用電子証明書の暗証番号の入力により対応。(顔認証、目視モードは不可。)
- 顔写真なしマイナンバーカードを本人確認書類とする場合、原則既存の健康保険証等の顔写真なしの書類と同等として扱う。

5. 申請受付に当たって必要となる機材等

- 特急発行においては、市区町村職員において写真撮影や専用サイトにおける申請手続が必要となる。
これを踏まえ、窓口において必要となることが想定される機材については下記のとおり。

機材等	
タブレット、スマホ、PC	インターネット上の特急発行専用オンライン申請システムにアクセスするために必要となる ※既に出張申請や申請サポート等で使用している端末や業務に用いている端末もインターネットにアクセスできれば使用することは可能
インターネット回線	タブレット等をインターネット回線に接続するために必要となる
スキャナ	申請者が持参した顔写真を画像データとして取り込む際に必要となる
写真撮影用の背景	交付申請用の写真を撮影するために必要となる
レフ板	交付申請用の写真を撮影するために必要となる
マスキング用品	出生届との一体化様式の暗証番号や送付先情報をマスキングするために必要となる
メールアドレス	申請不備があった場合にJ-Lisから連絡を行うために必要となる

- 機材に求められるスペックについて

機材	推奨環境
タブレット、スマホ、PC	・OS:「IOS」、「Android」、「Windows」のいずれかであること ・「Safari」、「Google Chrome」、「Microsoft Edge」のいずれかのブラウザを使用できること ・顔写真撮影用カメラの画素数が「500万画素数」以上であること
スキャナ	・解像度が300dpiで取り込むことができること ・保存をファイル形式「JPEG」で行うことができること

以上、特急発行において必要となる経費については、マイナンバーカード交付事務費補助金の対象となる

事務費補助金要綱の対応箇所について

○ 特急発行に係る経費は、要綱の改正を行わず、既存の「申請時来庁方式、出張申請受付方式及び申請サポート方式による交付並びに交付申請者の代理人に対する交付のための経費」において計上いただくことを想定している。

これを踏まえ、必要な機材と要綱の対応関係を参考に示すと、下記のとおり。

機材等	要綱別紙1イ中の対応箇所(参考)
タブレット、スマホ、PC	「タブレット端末(1台あたり6万円を上限とする)」
インターネット回線	通信運搬費
スキャナ	プリンター機能付きのものであれば「モバイルプリンター(1台あたり2.5万円を上限とする)」 スキャナ単体であれば「消耗品費」(各自治体において消耗品として整理できる金額のものに限る。)
写真撮影用の背景	消耗品費
レフ板	消耗品費
マスキング用品	消耗品費
メールアドレス	(職員の個人アドレス(既存のもので構わない)を利用いただく想定)

6. Q&A

マイナンバーカードの特急発行等に関する主な質疑応答（1／5）

Q1 施行日前に誕生した乳児は、特急発行の対象となるか。

申請者が申請の日において乳児（1歳未満）であり、かつ、初めてマイナンバーカードを取得する者である場合は、特急発行の対象となる。

Q2 施行日前に紛失等、特急発行の対象者に該当するための事由が生じた場合、特急発行の対象となるか。

施行日前に紛失等の特急発行の対象者に該当するための事由が生じた場合は、特急発行の対象とならない。

Q3 電子証明書の更新やマイナンバーカードの有効期限満了に伴う交付は特急発行の対象となるか。

有効期限満了の約3か月前には通知が行われ、特急発行を利用せずとも切れ目なく有効なマイナンバーカード（電子証明書）を利用できることから、対象としていない（2頁に掲載されている者以外は特急発行の対象者になり得ないことに留意。）。

マイナンバーカードの特急発行等に関する主な質疑応答（2／5）

Q4 特急発行の利用に伴い、マイナンバーカード再発行手数料の運用に変更はあるか。

特急発行の際に手数料の徴収を要する場合（本人責による紛失・汚損等）の運用に変更はないが、手数料の金額については、地方公共団体情報システム機構において、現在検討中である。詳細については、別途地方公共団体情報システム機構より周知を行う予定である。

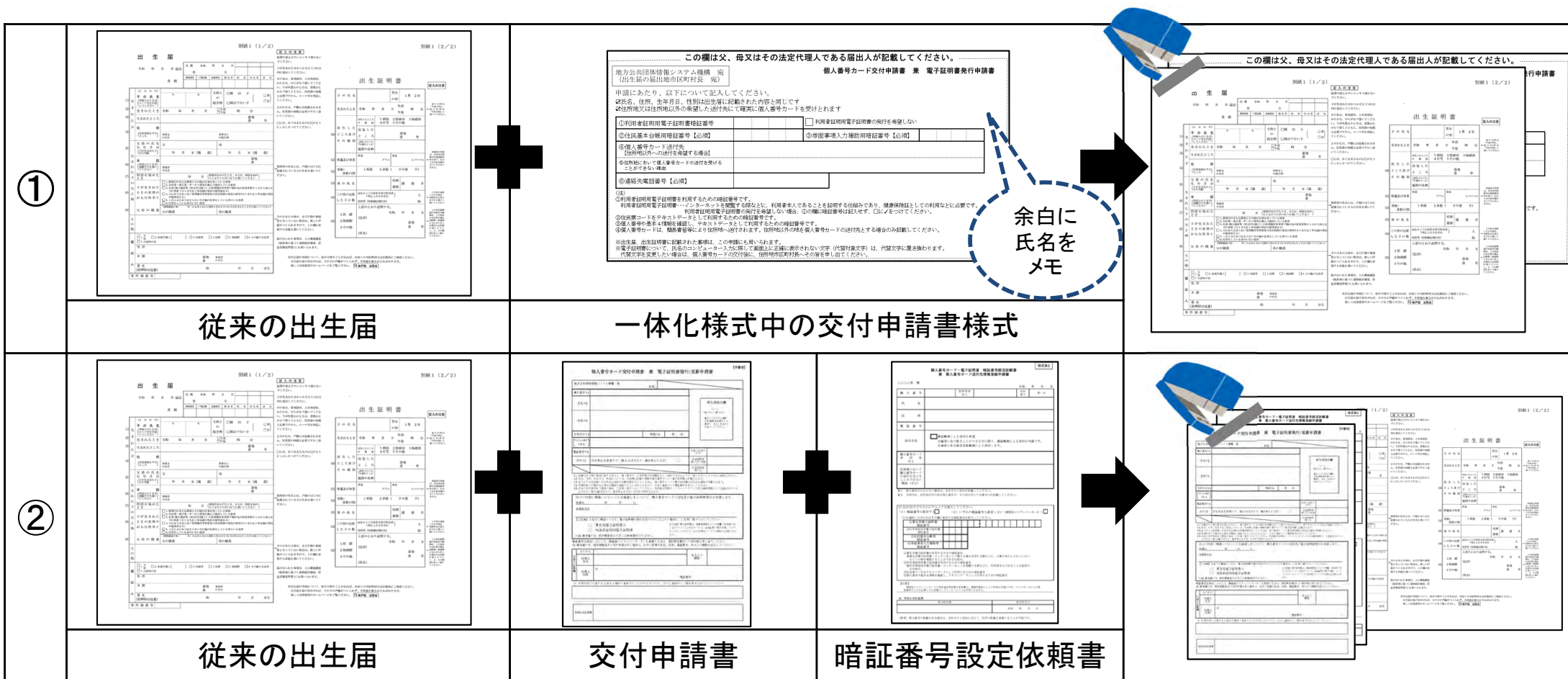
Q5 特急発行の対象者は必ず特急発行を使わなければならないか。（通常申請を選択することはできるか。）

本人希望により通常申請を選択することも可能。

マイナンバーカードの特急発行等に関する主な質疑応答 (3/5)

Q6 出生届について、従前の様式については、12月2日以降も使用することは可能であるか。

使用可能。その場合、同時にマイナンバーカードの交付申請を行えることを届出者に案内し、申請が行われる場合は、下表①又は②の方法により、出生届と併せてマイナンバーカードの交付申請が可能となる。なお、この場合、戸籍担当課において、同一の者に係る書類であることがわかるように、提出された書類一式をステープル止め等し、マイナンバーカード担当課へ回付されたい。※この旨を戸籍担当課と共有されたい。



マイナンバーカードの特急発行等に関する主な質疑応答（4／5）

Q7 出生届一体化様式に係る事務フローについて、戸籍担当はどの事務フローまで対応を行うのか。

一体化様式を受理した戸籍担当課は、一体化様式及び出生届出済証明書の写しを自団体のマイナンバーカード交付担当課へと回付する。なお、一体化様式が住所地市町村以外の市町村に提出された場合、回付を受けた当該市町村のマイナンバーカード担当課は、住所地市町村のマイナンバーカード担当課に必要書類を回付することとなる（16・17頁参照）。

Q8 出生届一体化様式は、住所地市町村においてどのように管理する必要があるのか。

戸籍担当課においては、個人番号カード交付申請書部分の情報は不要であるため、個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書の記載情報をマスキングの上で保存する。（マスキング用品の購入費用は事務費補助金の対象となる。）

なお、個人番号カード交付申請書は機構が保存するものとされているところ、特急発行においては、オンライン申請システムにより提出された申請データを機構が保存することとされているため、マイナンバーカード担当課においては、カードの交付が完了するまでは一体化様式の写しを保管いただきたいが、交付完了後の保存は必須ではない。

マイナンバーカードの特急発行等に関する主な質疑応答（5／5）

Q9 紛失等の場合の再交付の際に、罹災証明書や受理番号を確認する運用を厳密に行うべきか。

原則として、罹災証明書や受理番号を確認する運用を行うことが二重交付を避ける観点から望ましいが、やむを得ない理由がある場合には、経緯を記載させることで代えることができることに留意されたい。例えば、罹災証明書の交付を待つと1か月以上かかることが想定される場合であって、保険証利用等のために速やかにマイナンバーカードの交付を受ける必要があるときは、「やむを得ない理由がある場合」にあたると解される。※通常申請による再交付の場合も同様

Q10 照会兼回答書の郵送依頼を電話で受け付けることは可能か。

口頭で質問を行う等により、依頼者が本人又はその法定代理人等であることを確認できる場合には、電話で依頼を受け付けた上で住所地に送付することも差し支えない。

7. ご質問について

ご質問について

○ 今回の説明会に関する質疑応答

- ・今回の説明会に関する質問については、別添の質問票に記入の上、10月11日(金)までに、都道府県を通じてご提出ください。(都道府県において管内市町村からの質問をとりまとめた場合、同旨の質問があった場合には、1つにまとめていただくよう、お願いします。)

提出先:総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室 juki@soumu.go.jp

- ・10月11日(金)までにいただいた質問は、10月25日(金)を目途にメール等でご回答します。それ以降のお問い合わせについては、引き続き別添質問票により、都道府県を通じてご質問ください。随時回答いたします。